

新型コロナウイルス感染症の影響により

介護保険料の納付が困難な方に対する徴収猶予制度

【介護保険料納付の猶予】

新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度（6ヶ月）がありますので介護保険事務所にご相談ください。（保険料の徴収猶予・大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例第10条）

（ケース1）

新型コロナウイルスの消毒作業などによって、住宅や家財などの資産に著しい損害があった場合

（ケース2）

新型コロナウイルス感染症のり患により、死亡または重大な障害等を受け、世帯の収入が著しく減少した場合

（ケース3）

新型コロナウイルス感染症のり患により、事業を廃止または休止し、世帯の収入が著しく減少した場合

その他、介護サービス利用料の減免など介護保険制度についてご不明な点がございましたらお問い合わせください。

お問い合わせ

大曲仙北広域市町村圏組合

介護保険事務所 保険給付班

TEL：0187-86-3911